

ニホンジカ管理に係る制度

令和元年11月
特定鳥獣の保護・管理に係る研修会(シカ管理研修)
環境省 自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室

H26鳥獣保護法改正の背景

※1978年(昭和53)年から2014(平成26)年の36年間で
分布域は、**約2.5倍**に拡大。
2011(平成23)年から2014(平成26)年の3年間で、
北海道南部、東北、北陸地方を中心に
約1.2倍に拡大。

ニホンジカ分布域(メッシュ数)

自然環境保全基礎調査

■ 1978年のみ確認(70)

■ 1978年と2003年の両方で確認(3926)

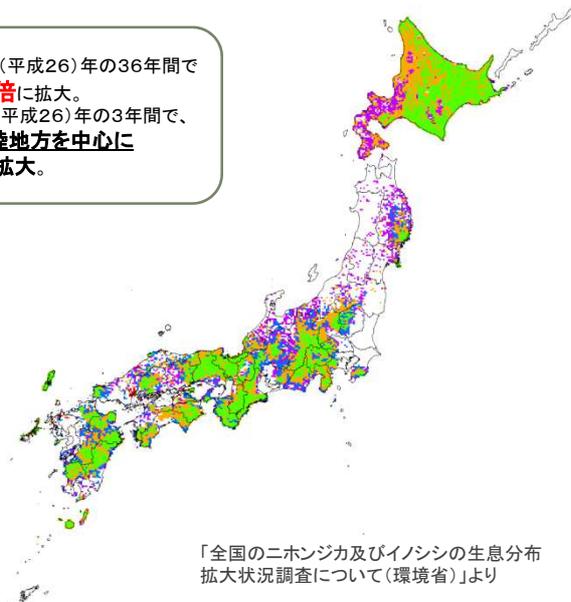
■ 2003年に新たに確認(3407)

捕獲位置情報等による分布拡大状況

■ 2011年に新たに確認(1410)

目撃情報等による分布拡大状況

■ 2014年に新たに確認(1650)



「全国のニホンジカ及びイノシシの生息分布
拡大状況調査について(環境省)」より

H26鳥獣保護法改正の背景

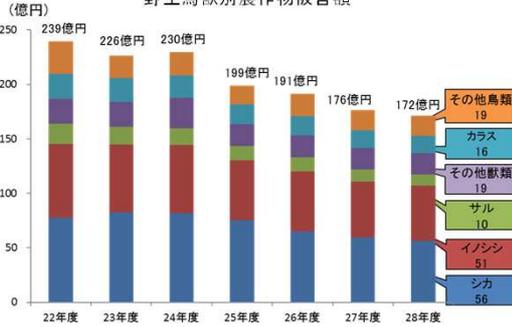
<農作物被害>

- 農作物の近年の被害総額は、200億円前後で高止まり。全体の7割がシカ、イノシシ、サル。
- さらに、鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に農山漁村に深刻な影響。

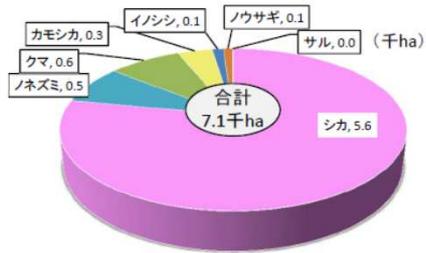
<森林被害>

- 平成27年度のニホンジカ等による被害面積の都道府県合計は約8千ヘクタール。
- ニホンジカによる枝葉の食害や剥皮被害が全体の約8割。

野生鳥獣別農作物被害額



野生鳥獣別森林被害面積



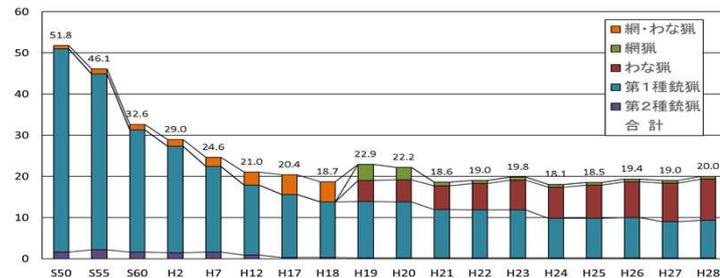
※ 林野庁資料

※ 農林水産省資料

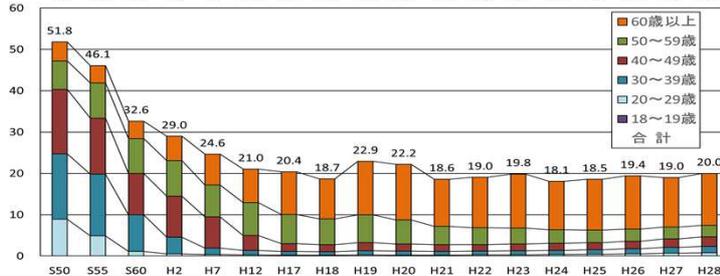
H26鳥獣保護法改正の背景

- 狩猟免許所持者は年々減少。最近40年間で約38%まで減少(52万人→20万人)。わな猟は増加。
- 高齢者の占める割合が高くなっており、平成28年度では60歳以上の割合が約63%(12.5万人)。

全国における
狩猟免許所持者数
(免許種別)の推移
(S50~H28)



全国における
狩猟免許所持者数
(年齢別)の推移
(S50~H28)



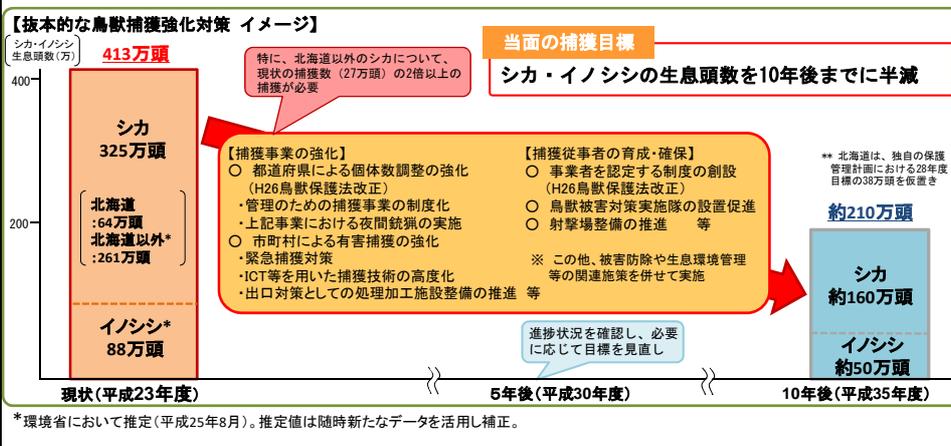
鳥獣保護管理法制の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

<p>明治6年 鳥獣猟規則の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃猟のみ規制の対象 ・銃猟の免許鑑札制 ・銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで ・日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止 <p>明治25年 狩猟規則の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加 ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定 <p>明治28年 狩猟法の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職猟と遊猟の区別を廃止 <p>大正7年 狩猟法の制定(全部改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定 ・保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止 <p>昭和25年 狩猟法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区制度の創設 ・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入 <p>昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(改称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護思想の明確化 ・鳥獣保護事業計画制度の創設 	<p>(※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管)</p> <p>平成11年 鳥獣保護法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設 ・国と都道府県の役割の明確化 <p>平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定(ひらがな化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定猟法禁止区域制度の創設 ・捕獲鳥獣の報告を義務化 <p>平成18年 鳥獣保護法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網・わな免許の分離 ・鳥獣保護区における保全事業の実施 ・輸入鳥獣の標識制度の導入 <p>(※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への捕獲許可権限の委譲 <p>平成26年 鳥獣保護法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の管理の強化 ・指定管理鳥獣捕獲等時用の創設 ・認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
---	---

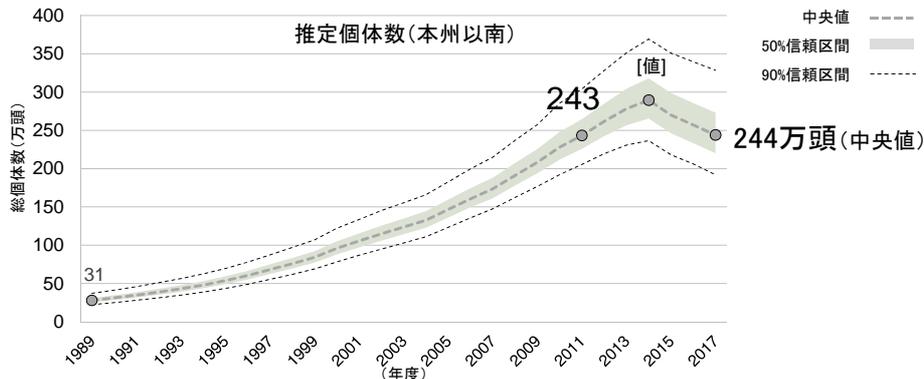
抜本的な鳥獣捕獲強化対策 (平成25年12月環境省・農水省)

○ 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等の野生鳥獣について、抜本的な捕獲強化に向けた対策を講じることとし、**シカ、イノシシの生息頭数の10年後までの半減を目指す**。



ニホンジカ(本州以南)の個体数推定の結果

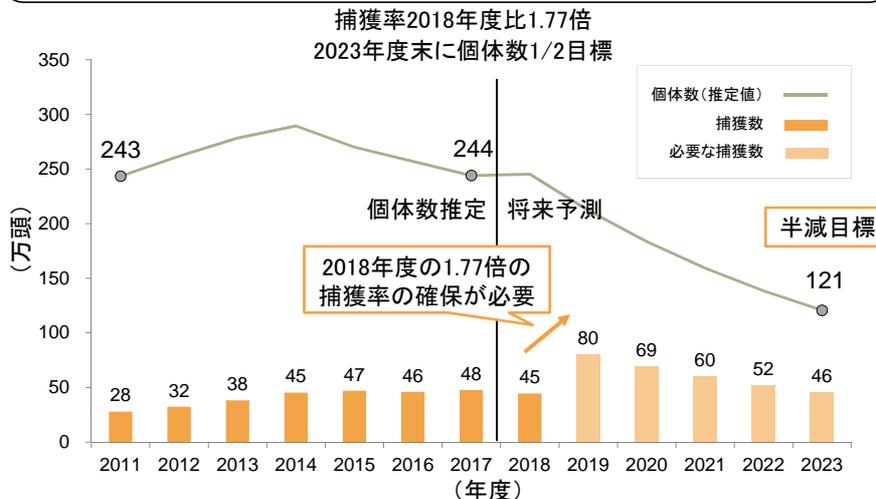
- 2017年度末(平成29年度末)におけるニホンジカ(本州以南)の推定個体数は、中央値で約244万頭(90%信頼区間:約192万~329万頭)となりました。
- ニホンジカ(本州以南)の推定個体数は、2014年度(平成26年度)以降、減少傾向が継続しています。



※ 2017(平成29)年度末の自然増加率の推定値は、中央値1.16(90%信頼区間:1.09-1.24)
 ※ 50%信頼区間:220-273万頭、90%信頼区間:192万頭-329万頭
 ※ 2018(平成30)年度の北海道の推定個体数は、約66万頭(北海道資料)

ニホンジカ(本州以南)の個体数の将来予測

- ニホンジカ(本州以南)の個体数について将来予測を行ったところ、半減目標を達成するためには、2019年度(令和元年度)以降に2018年度(平成30年度)の約1.77倍の捕獲率(推定個体数に対する捕獲数の割合)を確保する必要があるという結果が得られました。



鳥獣保護管理法改正の概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年通常国会 法律第46号)

※ 平成26年5月30日公布、平成27年5月29日施行(ただし、5③のみ公布日施行)

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による**自然生態系への影響**及び**農林水産業被害**が深刻化
- **狩猟者の減少・高齢化等**により鳥獣捕獲の**担い手が減少**
→ **鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要**

改正内容

1. 題名、目的等の改正
2. 施策体系の整理
3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
5. その他
 - ① 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
 - ② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ
 - ③ 公務所等への照会規定の追加

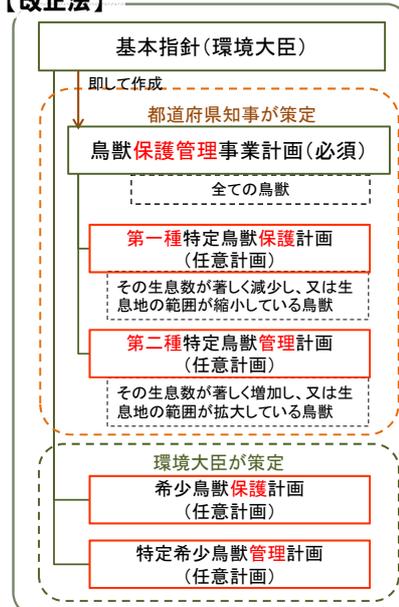


施策体系の整理(第3条、第4条、第7条～第7条の4)

【現行】



【改正法】



特定計画

○ 著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な保護又は管理の目標を設定し、総合的な対策を実施。地域個体群の長期的にわたる安定的維持を図る。

都道府県知事が策定

第一種特定鳥獣保護計画	第二種特定鳥獣管理計画
その生息数が著しく減少し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画	その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

環境大臣が策定

希少鳥獣保護計画	特定希少鳥獣管理計画
国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣(希少鳥獣)の保護に関する計画	特定の地域においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣(特定希少鳥獣)の管理に関する計画

計画達成のための三本柱

- ▶ **個体数管理**
目標設定を踏まえた適切な捕獲や、地域の実情に応じた狩猟制限等の設定による個体数調整
- ▶ **生息環境管理**
鳥獣の採餌環境の改善等による生息環境の保全・整備
- ▶ **被害防除対策**
防護柵の設置、追い払い等の被害防除対策の実施

第二種特定鳥獣管理計画を策定した場合に可能な狩猟の特例措置

1. 捕獲等が出来る期間の延長(狩猟期間の範囲内)
2. 捕獲制限の緩和
 - ① 頭数制限(1日に1人が捕獲する頭数)を緩和
 - ② 猟法制限(くくりわなの直径12cm以下)を緩和 等
3. 特例休猟区制度の活用

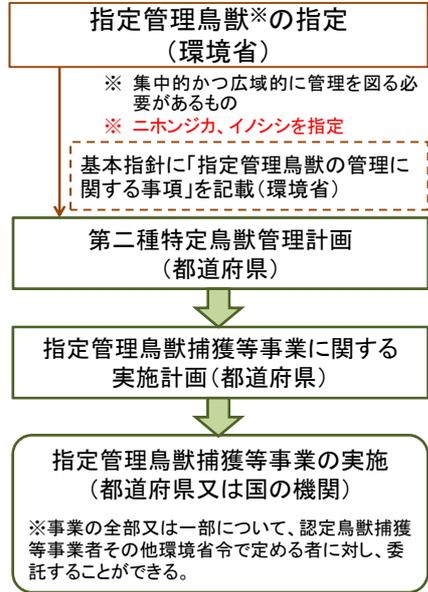
特定計画の策定状況

	第一種特定鳥獣保護計画 策定都道府県数	第二種特定鳥獣管理計画 策定都道府県数
ニホンジカ		43
クマ類	8	14
ニホンザル		26
イノシシ		44
ニホンカモシカ		8
カワウ		7
ゴマフアザラシ		1

2019. 10現在

指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- 捕獲等の禁止(法第8条)を適用しない。
- 鳥獣の放置の禁止(法第18条)を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- 夜間銃猟の禁止(法第38条第1項)を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

指定管理鳥獣捕獲等事業費

【令和2年度要求額 3,000百万円(500百万円)】 環境省

都道府県が計画に基づき行う指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

○ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化しており、平成25年度に策定した「抜本的な鳥獣捕獲対策」において10年後の令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて捕獲数の大幅な増加を図ることとしています。

また、平成30年9月以降に拡大している豚コレラのウイルス拡散防止を図るため、野生イノシシの捕獲を強化することとしています。

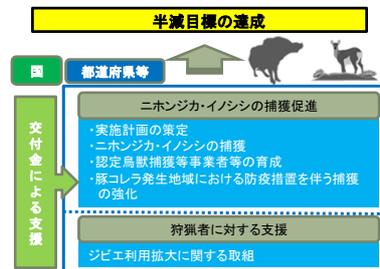
今後、ニホンジカ及びイノシシの半減目標の達成及び豚コレラウイルスの拡散防止に向けて、なお一層の捕獲を行う必要があることから、都道府県等が行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援します。

- ・指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等
- ・指定管理鳥獣の捕獲等
- ・効果的な捕獲の促進(捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲)
- ・認定鳥獣捕獲等事業者等の育成(捕獲技術向上のための研修会等)
- ・ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成(食肉衛生の講習会等)
- ・ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援(捕獲個体の搬入への支援等)

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金(補助率1/2、2/3、定額)
都道府県、協議会
- 実施期間 令和2年度～令和5年度(予定)

4. 事業イメージ



年度	事業概要
R2	半減目標の達成に向けた捕獲等の促進
R3	半減目標の達成に向けた捕獲等の促進
R4	半減目標の達成に向けた捕獲等の促進

お問合せ先：環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

【参考】指定管理鳥獣捕獲事業費

各事業の概要

交付対象事業	交付対象事業者	交付割合
① 実施計画策定等事業	都道府県協議会	都道府県は事業費5,000千円を上限とする定額補助、協議会は事業費10,000千円を上限とする定額補助（いずれも定額を超える事業費分は1/2以内）
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	都道府県	事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある都道府県、または豚コレラ発生が確認された都道府県については事業費の2/3以内）
③ 効果的捕獲促進事業	都道府県協議会	事業費10,000千円を上限とする定額補助
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	都道府県協議会	事業費2,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	都道府県	事業費2,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑥ ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援	都道府県	1頭9千円上限とする定額補助（シカ・イノシシ各2頭目から支払い） 1 処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額補助

認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者（法人）

申請

都道府県知事

【認定の基準】

- ①安全管理を図るための体制が基準に適合
- ②夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- ③従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- ④従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- ⑤その他事業実施のために必要な基準に適合

※夜間銃猟をしない場合は②を除く。
※基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合 ↓ 認定（有効期間3年）

認定鳥獣捕獲等事業者

認定の効果

<法律上の効果>

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となる（全ての基準を満たした事業者に限る）
- 名称使用制限（認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保）
- 従事者の適性試験の免除
- 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象（法人として許可の対象となる）
- 銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象となる
- 鳥獣の管理に係る目的の捕獲に従事した捕獲従事者は狩猟税を免除

<その他の効果>

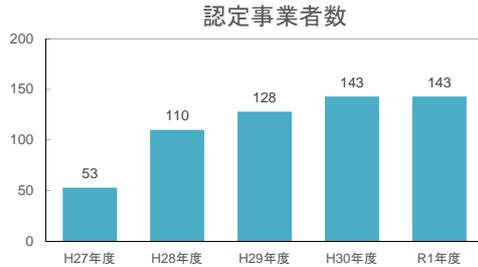
- 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化 等

HPアドレス:

<http://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture5.html>

認定鳥獣捕獲等事業者の推移

- 安全管理体制や、効率的に捕獲等をするために必要な技能及び知識を有している法人について、都道府県知事が認定する制度。
- 平成27年5月に施行した鳥獣保護管理法に基づき新たに導入された。
- **41都道府県で143事業者が認定**を受けている。(令和元年10月31日現在)
- 鳥獣捕獲の専門事業者であり、都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の受け皿となっている。



認定事業者の業種

県猟友会(北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、新潟、石川、山梨、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、大分)、林業、NPO法人、銃砲販売、警備業、建設業、食肉販売、害虫駆除、わな製造業、環境コンサルタント、地方公共団体等

9

鳥獣捕獲の枠組み

- 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 有害捕獲や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟(登録狩猟)以外			指定管理鳥獣捕獲等 事業
		許可捕獲			
		学術研究、鳥獣の保護、その他	鳥獣の管理(有害捕獲)	鳥獣の管理(個体数調整)	
目的		学術研究、鳥獣の保護、その他	農林業被害等の防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(48種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定鳥獣	指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の狩猟禁止の区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

ニホンジカ管理に係る関係行政機関の取組

(注) 下表は主要な取組の概略を示したものであり、網羅的・厳密なものではない。

主体	シカ管理に係る立場 や主な役割	主な対策可能 エリア	根拠法 【所管省庁】	シカ管理のための 法定計画	国による主な予算措置 【H27当初予算】
環境省 (地方環境 事務所)	国立公園管理者として の生態系被害への 対策	国立公園	自然公園法【環】	生態系維持回復事 業計画等	国立公園等シカ管理 対策事業費【4億】 国立公園等整備費【1 億(生態系関連のみ)】
	国指定鳥獣保護区 管理者として鳥獣の 生息地の保護及び 整備	国指定鳥獣保 護区	鳥獣法【環】	法定計画はない (法定でない保全事業 実施計画を策定)	国立公園等整備費 【48億の内数】
林野庁 (森林管理局)	国有林管理者(土地 所有者)としての森 林被害対策	国有林	・国有財産法 ・国有林の管理経 営に関する法律 【農】	法定計画はない (根拠法に基づいて対 策を実施)	森林整備事業費 【1,203億の内数】
都道府県	地域個体群の適切な 管理	都道府県全域	鳥獣法【環】	・第2種特定鳥獣 管理計画 ・指定管理鳥獣捕 獲等事業計画	指定管理鳥獣捕獲等 事業交付金【5億】
市町村	農林水産業被害へ の対策	市町村全域	鳥獣被害防止特措 法【農】	鳥獣被害防止計画	鳥獣被害防止総合対 策交付金【95億】

<参考> 鳥獣行政に係る事務所野生課の主な所掌事務 (地方環境事務所組織細則第8条より)

- ・都道府県の特定計画、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の協議
- ・鳥獣法に基づく捕獲許可(国指定鳥獣保護区、危険猟法などに限定)
- ・国指定鳥獣保護区の管理(保全事業等)

鳥獣管理の役割分担【中央環境審議会答申(H26.1)抜粋】

3. 鳥獣管理につき今後講ずべき措置 (2) 関係主体の役割と連携

個体群管理	<p>○自衛のための捕獲→原則として市町村と被害を受ける者が連携して行う。</p> <p>○公益を守るための捕獲→守るべき公益の性格に応じて、原則として行政が主導</p> <p>○都道府県: 個体群管理の目標設定、各主体による捕獲全体の調整、目標達成に必要な捕獲の実施</p> <p>○国: 全国的視点から管理目標・方針の設定、各都道府県の取組状況の評価や提言・指導等</p>
被害防除	<p>○被害防除については、原則として、保護すべき対象の管理者が行うものである。</p> <p>○都道府県は、特定計画に基づいて、防除が適切に行われるよう市町村等に指導や助言を行うことが重要である。</p>
生息環境管理	○生息環境管理は、都道府県が主導的に行う必要がある。

3. 鳥獣管理につき今後講ずべき措置 (5) 国の取組の強化

国立公園や国指定鳥獣保護区等の国が管理する地域について、生態系被害が生じているなど、当該地域の保全すべき価値が損なわれるおそれがある場合には、所在する都道府県の特定計画と十分整合を取りつつ、国が都道府県や市町村などと連携・協力の上、個体群管理のための対策を取ることも必要である。

鳥獣被害特措法

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

【法律の目的】 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成



基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成
平成28年10月末現在、1,444市町村で策定※

(具体的な措置)

※都道府県と協議中のものを含む

- 権限委譲：都道府県に代わって、**市町村**自ら被害防止のための鳥獣保護法の**捕獲許可の権限**を行使(権限委譲)
- 財政支援：**特別交付税の拡充**(計画作成後の駆除等の経費：交付率5割→8割)、**補助事業による支援**(捕獲・追い払い、侵入防止柵、食肉処理加工施設など)など、必要な財政上の措置
【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金(平成28年度予算:95億円 / 平成27年度補正予算12億円)
- 人材確保：鳥獣被害対策実施隊を設け(平成28年10月末現在1,093)、民間隊員については非常勤の公務員とし、**狩猟税の軽減措置**、当面の間、隊員等に銃刀法の猟銃所持許可時の技能講習免除等を措置

鳥獣保護管理法と鳥獣被害特措法の連携

○鳥獣対策に関しては、環境省と農水省が関係。

○環境省は鳥獣の保護・管理に関する全般を対象に役割を果たし、農水省は農林水産業被害の対策が中心。

